

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

第9条中「現金」を「現金等」に改める。

第24条第1項中「財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長」を「財務課の下水道財務・財源担当の担当課長（以下「財務課担当課長」という。）」に改める。

第26条第2項、第32条、第50条の2、第51条第1項及び第53条中「財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

第62条中「現金支払」を「支払」に改める。

第64条第2項中「現金出納簿」を「前渡金出納簿」に改める。

第66条第1項第1号中「翌月5日」を「翌月7日」に改め、同項第2号及び第69条第2項中「5日以内」を「7日以内」に改める。

第82条第1項第4号中「3営業日後」を「3営業日以内」に改め、同條第2項中「みずほ信託銀行株式会社」の次に「、楽天銀行株式会社、株式会社イオン銀行及び住信SBIネット銀行株式会社」を、「同項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

第84条第2項中「局の執務終了時刻の1時間前まで」を「午後3時まで」

に改める。

第87条第4項中「株式会社ゆうちょ銀行」の次に「、楽天銀行株式会社、株式会社イオン銀行及び住信SBIネット銀行株式会社」を加え、「通知書」を「通知書等」に改める。

第170条、第172条第1項、第175条、第177条から第179条まで、第183条及び第184条、第186条第1項、第188条から第191条まで並びに第194条から第197条までの規定中「財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。